

標準見積書(案)

平成 25 年 9 月 6 日

団体名： 一般社団法人 日本アンカー協会

代表者： 中原 巖

所在地： 東京都千代田区三崎町 2-9-12

見積書に法定福利費を明示するにあたっての考え方は以下のとおりとする。

なお、必要に応じて「グラウンドアンカー積算ガイドブック」を参考とする。

1. 見積書に法定福利費を明示

(1) 見積条件

本見積書金額の法定福利費は、施工にあたる労働者の社会保険料の事業主負担分です。

見積書(例)については、別添(参考資料-1)を参照のこと。

(2) 項目

アンカー工事の積算構成については、別添(参考資料-2)を参照のこと。

2. 法定福利費の算出方法

(1) 見積書に明示する法定福利費事業主負担額の算出

見積書に明示する法定福利費事業主負担額については、労務費に法定福利費率(社会保険料事業主負担比率)を掛けて算出する。

法定福利費事業主負担額(見積明示金額) = 労務費 × 法定福利費率(社会保険料事業主負担比率)

(2) 労務費

労務費については、各社において設定し、工種ごとに算出するものとする。

社会保険料の対象となる労務費に含める賃金の範囲については、別添(参考資料-3)を参照のこと。

(3) 法定福利費率

労務費に対する社会保険料の比率は以下の表による。

このうち、事業主負担比率 15.15%が法定福利費率(社会保険料事業主負担比率)である。

なお、保険料率は諸条件(地域・各年等)により異なるので、会員企業はそれぞれの条件に合わせて設定する。別添(参考資料-4)を参照のこと。

○社会保険料率《協会けんぽ東京支部加入の場合》

(単位: %)

	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	合 計
事業主負担比率	1.05	5.39	8.71	15.15
個人負担比率	0.60	5.39	8.56	14.55
事業主＋個人負担比率	1.65	10.78	17.27	29.70

【各保険料率の根拠】

- ・雇用保険料：建設の事業に係る保険料率

- ・健康保険料

健康保険料率：9.97%（協会けんぽ東京支部）を事業主・被保険者で折半

介護保険料率：1.55%（協会けんぽ東京支部で介護保険第2号被保険者）を事業主・被保険者で折半し、介護保険の対象である40歳以上64歳以下の割合52.3%（協会けんぽ 平成23年度事業年報）を乗じた比率。※介護保険料率の算式＝ $1.55\% \div 2 \times 52.3\% = 0.405\%$

- ・厚生年金保険：17.12%を事業主・被保険者で折半。児童手当拠出金0.15%を全額事業主負担。

(参考) 各法定福利費の計算方法等

各種保険		算定方法	解説
社会 保険	健康保険	① 毎月 標準報酬月額×事業主負担保険料率	① 標準報酬月額 毎年、4・5・6月に受けた報酬の平均額を標準報酬月額等級区分にあてはめた金額
	厚生年金保険	② 賞与時 標準賞与額×事業主負担保険料率	② 標準賞与額 3月を超える期間の賞与から千円未満を切り捨てた金額
	介護保険（※）		上記①及び②は同上 40歳以上65歳未満の被保険者が納付対象
労 働 保 険	雇用保険	賃金総額×事業主負担保険料率	通常は、労働保険として、労災保険料と合わせて支払う 4月1日において満64歳以上の労働者については、保険料が免除される
そ の 他	児童手当拠出金	① 毎月 標準報酬月額×事業主負担保険料率 ② 賞与時 標準賞与額×事業主負担保険料率	児童手当の財源として事業主が負担する拠出金 厚生年金被保険者全員の標準報酬月額を合算したものに料率を掛けた金額を厚生年金保険料と一緒に納める

(参考資料－１) ○見積書(例)《協会けんぽ東京支部加入の場合》

御見積書(例)

〇〇〇株式会社 殿

住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
社名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

見積金額	L (消費税込)
------	----------

(内訳)

項目		数量	歩掛	単価	金額
アンカー工事	材料費				A
	労務費 (法定福利費を除く)				B
	経費				C
	小 計				D = A + B + C
法定福利費	法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	I
	雇用保険料	B	1.050%・p	E = B × p	
	健康保険料	B	4.985%・q	F = B × q	
	介護保険料	B	0.405%・r	G = B × r	
	厚生年金保険料 (児童手当拠出金含む。)	B	8.710%・s	H = B × s	
	合 計	B	15.150%・t	I = B × t	
小 計					J = D + I
消費税等					K = J × 5%
合 計					L = J + K

(参考資料－２) ○アンカー工事の積算構成

○アンカー工事の積算構成（新設） ・直接工事費	1. 削孔工
	2. 移設工
	3. アンカー鋼材加工・組立、挿入工
	4. 注入打設工
	5. 緊張定着工
	6. 適性試験工
	7. 基本調査試験工
	8. 頭部処理工
	9. アンカー除去工
	10. 耐高水圧アンカー工
	11. 排泥水処理工
○アンカー工事の積算構成（維持管理） ・直接工事費	1. 頭部詳細調査
	2. リフトオフ試験工
	3. 後付け荷重計設置工
	4. 除荷工
	5. 頭部背面調査
	6. 維持性能確認試験工
	7. 頭部背面補修工
	8. 再緊張定着工
	9. 頭部補修工
	10. 報告書作成

出典：平成 25 年度グラウンドアンカー積算ガイドブック

(参考資料－３) ○社会保険等の対象となる労務費に含める賃金の範囲

区分	対象とするもの	対象としないもの
基本的な考え方	名称に関わらず、労働の対価の賃金として支払っているもの	恩恵的なものや労働の対価でなく支払っているもの
賃金等	① 基本給 月給、日給等 ② 諸手当 家族手当、住宅手当、残業手当、通勤手当、資格手当、休業手当等 ③ 賞与 賞与、期末手当、勤勉手当等	① 任意、恩恵的なもの 退職金（建退協証紙含む）、結婚祝金、災害見舞金等 ② 労働の対価でない手当等 解雇予告手当、旅費、出張手当等
現 物	① 通勤定期券(現物で支払っている場合)	① 福利厚生的なもの 住宅貸与、資金貸与、健康診断等 ② 業務目的なもの 作業衣の貸与、保護具等 ③ その他 教育訓練費、募集・求人費

(参考資料－４) ○社会保険料率【事業主負担比率・平成 25 年 9 月現在】

(単位：％)

	雇用保険	健康保険			厚生年金保険	合 計
		健康保険料率	介護保険料率	計		
北海道	1.05	5.060	0.405	5.465	8.71	15.225
青 森	1.05	5.000	0.405	5.405	8.71	15.165
岩 手	1.05	4.965	0.405	5.370	8.71	15.130
宮 城	1.05	5.005	0.405	5.410	8.71	15.170
秋 田	1.05	5.010	0.405	5.415	8.71	15.175
山 形	1.05	4.980	0.405	5.385	8.71	15.145
福 島	1.05	4.980	0.405	5.385	8.71	15.145
茨 城	1.05	4.965	0.405	5.370	8.71	15.130
栃 木	1.05	4.975	0.405	5.380	8.71	15.140
群 馬	1.05	4.975	0.405	5.380	8.71	15.140
埼 玉	1.05	4.970	0.405	5.375	8.71	15.135
千 葉	1.05	4.965	0.405	5.370	8.71	15.130
東 京	1.05	4.985	0.405	5.390	8.71	15.150
神奈川	1.05	4.990	0.405	5.395	8.71	15.155
新 潟	1.05	4.950	0.405	5.355	8.71	15.115
富 山	1.05	4.965	0.405	5.370	8.71	15.130
石 川	1.05	5.015	0.405	5.420	8.71	15.180
福 井	1.05	5.010	0.405	5.415	8.71	15.175
山 梨	1.05	4.970	0.405	5.375	8.71	15.135
長 野	1.05	4.925	0.405	5.330	8.71	15.090
岐 阜	1.05	4.995	0.405	5.400	8.71	15.160
静 岡	1.05	4.960	0.405	5.365	8.71	15.125
愛 知	1.05	4.985	0.405	5.390	8.71	15.150
三 重	1.05	4.970	0.405	5.375	8.71	15.135
滋 賀	1.05	4.985	0.405	5.390	8.71	15.150
京 都	1.05	4.990	0.405	5.395	8.71	15.155
大 阪	1.05	5.030	0.405	5.435	8.71	15.195
兵 庫	1.05	5.000	0.405	5.405	8.71	15.165
奈 良	1.05	5.010	0.405	5.415	8.71	15.175
和歌山	1.05	5.010	0.405	5.415	8.71	15.175
鳥 取	1.05	4.990	0.405	5.395	8.71	15.155
島 根	1.05	5.000	0.405	5.405	8.71	15.165
岡 山	1.05	5.030	0.405	5.435	8.71	15.195

広島	1.05	5.015	0.405	5.420	8.71	15.180
山口	1.05	5.015	0.405	5.420	8.71	15.180
徳島	1.05	5.040	0.405	5.445	8.71	15.205
香川	1.05	5.045	0.405	5.450	8.71	15.210
愛媛	1.05	5.015	0.405	5.420	8.71	15.180
高知	1.05	5.020	0.405	5.425	8.71	15.185
福岡	1.05	5.060	0.405	5.465	8.71	15.225
佐賀	1.05	5.080	0.405	5.485	8.71	15.245
長崎	1.05	5.030	0.405	5.435	8.71	15.195
熊本	1.05	5.035	0.405	5.440	8.71	15.200
大分	1.05	5.040	0.405	5.445	8.71	15.205
宮崎	1.05	5.005	0.405	5.410	8.71	15.170
鹿児島	1.05	5.015	0.405	5.420	8.71	15.180
沖縄	1.05	5.015	0.405	5.420	8.71	15.180

＊出典

- ・雇用保険料：厚生労働省 平成 25 年度雇用保険料率（建設事業）
- ・健康保険料：全国健康保険協会（協会けんぽ）平成 25 年度一般保険料率
健康保険料率を事業主・被保険者で折半、介護保険料率を事業主・被保険者で折半し、介護保険の対象である 40 歳以上 64 歳以下の割合 52.3%を乗じた比率。
- ・厚生年金保険（児童手当拠出金を含む）：日本年金機構 保険料率（平成 25 年 9 月分～）